

第4・5回 臨時議会

5月10日・5月28日に臨時議会が開かれました。

課税限度額の引き上げ

地方税法施行令の一部を改正する政令等が、平成19年4月1日から施行されたことに伴い、基礎課税額に係る課税限度額を53万から56万円に引き

上げるもの。

この条例改正の専決処分を承認し、可決した。

情報通信事業工事の遅れ

情報通信基盤整備事業建設工事の工期変更（工



情報通信基盤整備工事の様子

期の終期を3月26日から7月31日に変更）についての専決処分を承認し、可決した。

問（秋田議員）

工期遅れの説明は住民になされたか。

また、契約した全家庭で大山チャンネルがいつ確実に見られるか。

答（小谷企画情報課長）

防災無線で工事の遅れを知らせた。

連絡が取れないお宅は、個人宛に意志確認の通知を出した。

答（山口町長）

宅内工事の完了が見込めた時点で、いつから始めるか検討する必要がある。

保険税税率、税額を改正

国民健康保険税条例の一部を改正することを可決した。

毎年5月に行われるこの改正は、医療費の増加が見込まれ、被保険者の

所得額及び固定資産税の確定に伴い保険税の税率、税額を改正するもの。

この条例は4月1日から適用する。（資料添付）

問（近藤議員）

徴収対策室も設けて収納に努力をしていると思うが、昨年と比べ、国保税の徴収率96%が、今回、94%と2%低く算定してあるが。

答（野間税務課長）

18年度実績は、94%を切るような徴収率でしたので、実態に合わせた。

町有財産の取得

財団法人林野弘済会が事業をしていた大山眺海荘及び大山グリーンロッジの両施設を町有財産として取得するもの。

金額は税込み4、200万円。

今後、大山地域の活性化がいつそう期待される。

国民健康保険税の税率・税額および加入者一人当たりの負担額

医療分	平成18年度		平成19年度		比較
	税率	税額	税率	税額	
所得割	9.41%		8.89%		△0.52%
資産割	41.81%		38.01%		△3.80%
均等割（一人あたり）		28,900円		28,300円	△600円
平等割（一人あたり）		26,500円		25,030円	△1,470円
一人あたり負担額		65,980円		63,863円	△2,117円

介護分	平成18年度		平成19年度		比較
	税率	税額	税率	税額	
所得割	1.88%		2.16%		0.28%
資産割	12.38%		13.49%		1.11%
均等割（一人あたり）		10,290円		11,750円	1,460円
平等割（一人あたり）		6,200円		6,960円	760円
一人あたり負担額		23,354円		25,938円	2,584円

国民健康保険税は、上の4つの算定によって出た額を合計したものです。

- ・所得割：前年の所得に対する税率
- ・資産割：固定資産税額に対する税率
- ・均等割：被保険者1人あたりの税額
- ・平等割：加入世帯1世帯あたりの税額